

本日の会議に付した事件

平成30年第1回山元町議会定例会（第1日目）

平成30年2月27日（火）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 5 議案第 1号 山元町総合計画審議会条例
日程第 6 議案第 2号 山元町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金条例
日程第 7 議案第 3号 山元町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
日程第 8 議案第14号 平成28年度 社総交（復興）請12号 頭無西牛橋線橋梁整備工事請負契約の変更について

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成30年第1回山元町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

会計管理者兼町民生活課長大和田紀子君が病気休暇のため、本日の会議を欠席する旨の届け出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、2番渡邊千恵美君、3番竹内和彦君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題といたします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。会期日程（案）。

月日、曜日、会議別、内容の順に朗読します。

2月27日、火曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。

2月28日、水曜日、休会。

3月1日、木曜日、常任委員会。

3月2日、金曜日、3月3日、土曜日、3月4日、日曜日、休会。

3月5日、月曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

3月6日、火曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

3月7日、水曜日、休会。

3月8日、木曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議、予算審査特別委員会、委員会構成。

3月9日、金曜日、予算審査特別委員会。

3月10日、土曜日、3月11日、日曜日、休会。

3月12日、月曜日、裏面をご覧ください、3月13日、火曜日、3月14日、水曜日、3月15日、木曜日、3月16日、金曜日、予算審査特別委員会。

3月17日、土曜日、3月18日、日曜日、3月19日、月曜日、休会。

3月20日、火曜日、常任委員会。

3月21日、水曜日、休会。

3月22日、木曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議。

以上です。

議長（阿部 均君）お諮りします。

本定例会の会期は、会期日程案のとおり、本日から3月22日までの24日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの24日間に決定しました。

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております議長諸報告を朗読させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。議長諸報告。

1. 議会閉会中の動向。

12月20日、柴田町議会主催による議員研修会が開催され、議員5名が出席しました。

12月22日、仙南・亶理地方町議会議長会議が開催され、出席しました。

1月25日、宮城県知事と宮城県市町村議会議長との意見交換会が開催され、出席しました。

1月18日、愛知県半田市議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

1月19日、宮城県町村議会議長会主催による議員講座が開催され、議員6名が出席しました。

1月22日、宮城県議会主催による新公会計セミナーが開催され、議員10名が出席しました。

2月5日、亶理名取地区市町議会連絡協議会主催による宮城県議会議員との行政懇談会が開催され、出席しました。

2月6日、仙南・亶理地方町議会議長会主催による合同議員研修が開催され、議員11名が出席しました。

同日、仙南・亶理地方町議会議長会議が開催され、出席しました。

2月9日、全国町村会主催による都市・農村共生社会創造シンポジウムが開催され、議員5名が出席しました。

2月13日、宮城県議会大震災復興調査特別委員会が県内調査に訪れ、出席しました。

2月14日、宮城県町村議会議長会定期総会が開催され、出席しました。

2月20日、蔵王町議会主催による議員研修会が開催され、議員12名が出席しました。総務民生常任委員会、12月25日、1月16日、2月1日、2月13日、2月19日、委員会が開かれました。

産建教育常任委員会、1月16日、2月13日、2月20日、委員会が開かれました。裏面をご覧ください。

議会広報・広聴常任委員会、12月15日、1月9日、1月18日、1月29日、委員会が開かれました。

議会運営委員会、12月21日、1月24日、2月26日、委員会が開かれました。

全員協議会、1月24日、2月8日、2月16日、2月23日、協議会が開かれました。

2. 請願（陳情）の受理。陳情3件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

3. 長送付議案等の受理。町長から議案等27件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

4. 質問通告書の受理。議員6名から一般質問の通告があり、これを受理したので、その一覧表を配布しております。

5. 監査、検査結果報告書の受理。監査委員から例月出納検査結果及び定期監査結果報告が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

6. 説明員の出席要求。本定例会にお手元に配布のとおり、説明員の出席を求めています。

7. その他特に報告すべき事項。町長から工事請負契約締結の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第3. 平成30年度予算編成方針並びに提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等27件を、山元町議会先例67番により一括議題とします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めて、おはようございます。

本日、ここに平成30年第1回山元町議会定例会が開会され、平成30年度山元町一般会計当初予算案を初めとする各種提出議案をご審議いただくに当たり、町政運営の考え方と各議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

東日本大震災の発生から間もなく7年が経過いたします。新年度は、我が町の震災復興計画の最終年次となっており、町にとって1つの大きな区切りを迎える節目の年でもあります。

これまでの7年間を振り返りますと、発災直後の大混乱の中で、目の前に広がる信じがたい光景に言葉を失い、かけがえのない生命や財産が失われた悲しみ、それを防ぐことができなかった無力感等にさいなまれながらも、努めて冷静に、そして前向きにひたすら邁進してきた日々が思い起こされるところであります。

震災復興計画は、そんな絶望的な状況の中であって、震災によって失われたかつての輝

きを取り戻し、また新しい姿に復興を遂げることにより、山元町に生まれ育ち、暮らしてよかった、山元町に行ってみたい、住んでみたい、山元町に住んでよかったとあらゆる世代が実感できるさらなる将来に向けても希望を持ち、震災を乗り越え、安全・安心に暮らせる喜びや幸せをあらわす笑顔に満ちあふれ、にぎわいのある町を目指していくという人々の思いを「キラリやまもと！みんなの希望と笑顔が輝くまち」というキャッチフレーズに込めて策定されたものであります。

町は、その実現に向け、町の総力をチーム山元として結集し、全国各地から多くの心温まるご支援、ご協力をいただきながら、がれきが散乱し荒廃したふるさとに、新たな市街地を、新たな鉄道を、有事の際の防災拠点や避難路を順次整備し、一步一步着実に復興の歩を進めてまいりました。

昨年の取り組みに目を向けますと、震災復興計画の発展期にふさわしく、確かな枝ぶりへと成長した復興の木々に随所に花が咲きほころぶように、復興まちづくりはにぎわいづくりや心の復興へと本格的に新たなステージへ移行していることが感じられる1年でありました。

山下・坂元両地区に相次いで開所した復興と希望の拠点となる防災拠点・地域交流センターでは、さまざまなイベントのみならず、さきの大震災を教訓とした災害に強いまちづくりを目指す中で、有事の際の防災活動拠点としての機能はもとより、日ごろの防災学習活動の場の1つとして、町内外の多くの方々にご利用いただいております。

産業振興の面では、複数の工場が立地し操業を開始するなど、震災以降、町内事業者にも刺激となる喜ばしい動きが続いており、また、一次産業分野では、東部地区において順次農地の引き渡しが行われるなど、なりわい・にぎわいの再生に向けた動きが顕著になってまいりました。

住まいの復興では、昨年度末までに全ての復興公営住宅が完成し、昨年9月30日をもって町の応急仮設住宅から全ての入居者の退去が完了するなど、大きな課題でありました住まいの再建が完了し、応急仮設住宅の解体、撤去が進められています。

また、2つの新駅、医療福祉施設を核とした市街地形成と、運転再開から1年を迎えたJR常磐線、そして新たに開通した山元南スマートインターチェンジなど充実した交通インフラに加え、県内最高水準の定住支援とも相まって、新婚、子育て世代の本町への新規転入も増加傾向となっております。

創造的な復興・創生に向けた取り組みは着実に成果を上げながら進んでおり、その全体像が共有され、いよいよその完成が見えるところまで進んでまいりました。

私の任期も残すところ2カ月ほどとなりましたが、私は、未曾有の災害を体験した町長の責務として、震災復興計画に込められた人々の願いに応え、その先の未来のいしづえを築くためにも、町民の皆様のお力添えをいただきながら、子々孫々に引き継がれ誇れる創造的な復興を最後まで完遂させるべく、引き続き町政を担うリーダーとして邁進していくことを決意した次第であります。

今後とも、次世代を見据えた創造的な復興に向かってこれまでも増して努力してまいりたいと考えておりますので、なお一層のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、東日本大震災からの復興・創生に向けた最近の取り組みについてご報告申し上げます。

初めに、昨年10月下旬に発生した台風21号の被害に係る災害復旧の進捗状況についてですが、2月末の工事発注状況は、被害箇所数250カ所のうち117カ所となっており、発注件数ベースでの進捗率は47パーセントとなっております。

また、その後、11月に本町の災害が激甚災害に指定されたことから、市町村が事業主体となる災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の補助採択要件が満たされ、今後、人家に著しい被害を及ぼす可能性がある山下区のがけ崩れ災害が新たに認定されたことを受け、今議会において関連する条例議案並びに補正予算案をご提案させていただいておりますので、特段のご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今回の台風被害に関する一連の対応を振りかえりますと、改めて緊急時の初動体制の重要性が浮き彫りになったと考えており、現在、町内の土木業者との災害時応援協定に向けた調整を進めているところであります。

町といたしましても、一刻も早い災害復旧に向け、引き続き全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位におかれましても、なお一層のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、今月6日、つばめの杜ひだまりホールを会場に行われた宮城県南サミットについてですが、当日は村井知事を初め、私を含む県内4市9町の首長が出席し、地域のさまざまな問題について意見交換を行ったところであります。

今回で25回目を数えた宮城県南サミットですが、本町を会場に開催されるのは震災後初めてとなり、多大なご支援をいただいた県南各首長の皆様をようやくサミットの場面で迎えすることができました。

村井知事との意見交換の中では、昨年10月の台風21号で町内の河川等に大きな被害を受けたことから、現在、復旧・整備が進む坂元川の未整備区間の整備促進を要望し、大雨時等の治水性能の更なる向上により流域住民の安全・安心の確保を図るよう強く要望を行っております。

次に、桜塚地区に建設予定の高齢者向け福祉施設の進捗状況についてですが、昨年9月の着工以来、工事は順調に進捗しており、松村吉一医師が建設するサービスつき高齢者向け賃貸住宅「やまもと風の章」、社会福祉法人静和会が建設する地域密着型特別養護老人ホーム「(仮称)第二みやま荘」がともに上棟を完了し、現在は施設開所に向けた内装工事及び駐車場等の外構工事を進めていると伺っているところであります。

なお、第二みやま荘については、4月5日に落成式が予定されており、両施設ともに4月ごろには開所できる見通しとのことであり、震災復興計画の中で医療福祉ゾーンと位置づけられている桜塚地区において中核となる施設でもあることから、一日も早い開所となることを願っております。

次に、復興公営住宅の家賃減免に係る本町の対応についてですが、この減免制度は、国の制度に基づき実施しているものであり、住宅の管理開始から5年が経過した住宅から段階的に本来の家賃へと引き上げられることになっておりますが、特に収入の少ない世帯への影響が大きいことから、被災地全体の問題として新聞報道等で大きく取り上げられているところであります。

一方で、復興庁からは、国からの財政支援等は示されていない状況ではありますが、各自治体の判断で独自に家賃を減免することは可能との判断が示されております。

本町におきましても、新年度に入り5年を経過する住宅が出てくることから、他市町村

の情報を収集し当面の対応を検討してまいりましたが、被災者の生活再建の現状や今後の住宅行政の財源確保の見込み等を踏まえ、新年度は家賃の引き上げを行わないことといたしました。

なお、引き上げ時期については、平成31年度からの実施を予定しておりますが、今後1年間の各自治体の動向を見きわめながら最終的に決定してまいりたいと考えております。

次に、平成32年度末までの完成に向けて整備が進められている常磐自動車道の4車線化工事の進捗についてですが、現在は本工事を実施する前の工事用道路の整備が進められているところであります。

今回の4車線化により、混雑の解消や利便性、安全性の向上が期待されるほか、仙台方面から本町へのアクセスが格段に向上することで、物流のみならず人的交流や広域観光による地域振興など、町の発展にも大いに寄与するものと期待しており、一日も早い完成に向け、今後ともネクスコ東日本との連携を密にしながら全力で取り組んでまいります。

次に、にぎわいと活気にあふれるまちづくりに向け、坂元地区の商業施設用地に建設する交流拠点施設整備事業、いわゆる産直施設についてでございますが、現在、基本設計業務を進めており、その概要についてご紹介いたします。

まず、施設の配置については、視認性を重視し、国道6号に向かって建物を配置することとしており、イベントスペースとして建物と一体的に利用できる広場も確保いたします。

また、建物の外観は、屋根を高くし明るく目立つ色彩とすることでさらに視認性を高め、より多くの方に立ち寄っていただけるよう工夫を凝らした設計としております。

今後は、実施設計業務を経て今年夏ごろには建設工事に着手する予定となっております、一日も早い施設完成に向け、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、施設の建設にあわせまして、現在、建設予定地に設置されている駅前の暫定駐車場が使用できなくなるため、駅前広場内の一時駐車場に加えて、新たにJRの高架下に駅前駐車場を整備する必要があることから、事業スケジュールを鑑み、今年度中に契約事務を進めるための補正予算をご提案させていただいております。

次に、企業誘致等の状況についてですが、今月15日に、仮設住宅の製作販売並びに賃貸を主な事業とする東海リース株式会社と立地協定を新たに締結いたしました。東海リース株式会社の新事業所は、本町真庭区の旧ドギーフーズ工場跡地を活用し建設される計画となっており、東北地方における拠点配送センターとして、ことし6月を目途に操業を開始する予定であると伺っております。

また、つばめの杜地区の商業用施設については、昨年までにコインランドリー、タクシー業者や理容店、ラーメン店が相次いでオープンしたほか、来月11日には新たに喫茶店が開店する予定であります。

町といたしましても、新たな企業等の立地は、雇用の創出と地域経済の活性化、若者の定住促進など、町の発展を大いに加速させるとともに、一層のにぎわいが期待される所であり、今後とも全力で企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、主に交通弱者といわれる方々の通院や通学等の足を確保することを目的とした町民バス運行事業についてですが、さまざまなご要望をいただいているところではあります。まずは、特にご要望が多かった点を中心に民間公共交通事業者への影響なども考慮しながら検討を重ね、4月から運行内容を一部見直すことといたしました。

主な改正点を申し上げますと、まずデマンド型乗り合いタクシーについては、昼の時間

帯の運行時刻の見直しに加え、14時30分以降の便については、当日午前10時までの受け付けを可能としたほか、利便性の向上を図るため、医療機関等を中心に指定乗降場所を新たに9カ所追加いたしました。

また、路線バスについては、バス停の追加設置等に加え、利用者からのご要望が多かったJR常磐線とのアクセスを見直し、可能な限り接続回数をふやせるよう改善に努めたところであります。

町といたしましては、今後も適宜、皆様からご意見をいただきながらよりよい形に見直すなど、さらなる改善・定着を図ってまいりたいと考えております。

次に、役場新庁舎建設事業の進捗状況についてですが、昨年10月の着工以来、工事は順調に進捗しており、現在は基礎工事を進めているところであります。

現在の工程では、間もなく基礎工事が完了し、桜の咲くころには建物の躯体工事に取りかかる予定となっており、年内の完成に向け新庁舎の姿が徐々に見えるようになってまいります。

今後とも、皆さまのご期待に添えるよう、一日も早い完成に向けて全力で事業に取り組んでまいります。

最後に、岩沼市、亶理町、山元町の枠組みで、本年4月を目途に統合が予定されていた消防広域化の検討状況についてですが、昨年7月に消防広域化協議会の設立総会が開催されて以来、鋭意検討を重ねてまいりました。

しかしながら、定員配置や各市町の負担金のあり方などの検討に不測の時間を要していることや、必要となる施設やシステムの整備に相当の時間が見込まれていること、町民に対する周知期間を十分に確保すること等を踏まえ、スケジュールの見直しが必要と判断し、関係市町と協議の上、新消防本部の運用開始時期を平成31年4月から改めることに決定したところであります。

なお、本決定に先立ち、ことし1月30日に開催された全国消防防災主管課長会議において、消防広域化の推進期限を6年間延長し、平成36年4月1日とする方針が示されており、広域化に係る各種地方財政措置についても現行制度のまま維持されることから、引き続き国の手厚い財政支援が受けられる見通しとなっております。

以上、これまでの我が町の復興・創生に向けた主な取り組みについてご報告申し上げます。

引き続き、復興・創生に向けてチーム山元一丸となり全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、これまで同様、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、当初予算編成に当たっての基本方針についてご説明申し上げます。

平成30年度当初予算（案）につきましては、骨格予算として予算編成を行っておりますので、人件費や管理経費等の基本的経費のほか、速やかな事業執行が不可欠な復興・創生関連事業に関する経費、住民生活への影響が大きい政策的経費に限って計上しているところであります。

これまでの創造的復興の取り組みにより、町には、新しい町並み、新しい公共施設、新しい道路や鉄道などが次々と整備され、その全体像が明らかになるなど、復興は着実に歩みを進めてまいりましたが、新年度は我が町の震災復興計画の最終年次でもあることから、これまで取り組んできた復興事業を改めて点検し、着実に取り組んでまいり所存であります。

す。

我が町の財政状況は、歳入面については、地方交付税のうち普通交付税において国の激変緩和措置を講じてもおお減少が見込まれる一方で、町税においては、個人町民税の雑損失の繰越控除が平成29年度で終了したことや震災後建築された住宅の軽減措置の段階的な終了、太陽光発電設備等の償却資産の増加も相まって、昨年度に引き続き堅調に推移するものと見込んでおります。

一方、歳出面においては、集中復興期間終了に伴う地方負担の発生や少子化、人口減少問題対策、公共施設の維持管理等に一定の財政出動が見込まれております。

このような状況を踏まえ、予算編成に当たっては中期財政見通しを参考にするとともに、本年度策定した山元町過疎地域自立促進計画に基づく過疎債等の財源を有効に活用し、限りある財源の中ではありますが、各行政区を初め町民の皆様方からの要望が多い道路や河川、排水路など、町民の身近な環境整備にも可能な限り努めたところであります。

それでは、議案第21号平成30年度山元町一般会計予算（案）について申し上げます。

初めに、歳入予算の概要についてであります。町税については、約11億6,000万円となり、前年度対比で約7.1パーセントの増と見積もっており、これまでの創造的復興の取り組みより、一時は震災以前の7割程度まで落ち込んだ当町の町税は、平成30年度の当初予算時においては9割程度まで回復するものと見込んでおります。

また、普通交付税については、前年度の交付実績、地方財政計画の増減率等をもとに試算した結果、前年度対比約8.4パーセント減の約21億円と見積もっております。

このほか、基金繰入金並びに震災復興特別交付税においても、山下・坂元両地域交流センター建設事業を初めとした各種復興事業の完了により、大幅な減額となるものと見込んでおります。

次に、歳出予算における主な復興・創生関連施策の概要についてであります。新年度の歳出予算については、震災復興計画に掲げる5つの重点プロジェクトの順により、主要な事業について申し上げます。

第1に、住まいる（スマイル）プロジェクトについてであります。

新年度も町道や幹線道路などの整備に積極的に取り組んでまいります。震災から7年の時を経て、当町には後世に誇れる3つの新たな市街地が形成され、また、おのおのの市街地には地域交流センターを初めとした中核となる施設も整備されました。今後は、こうした町の新たな拠点同士を有機的に連携するためのネットワークづくりが重要であると考えており、新市街地の周辺地域との連携を中心に、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、多様化する交通需要に対応するため、今年度からデマンド型乗り合いタクシーの運行を開始した町民バス等運行事業については、引き続き充実を図るとともに、新年度中に、町内に在住する70歳以上の運転免許自主返納者に対する運賃の減免を開始する予定としております。

第2に、山元ブランド再生プロジェクトについてであります。

沿岸部の農地整備事業を行う農山漁村地域復興基盤総合整備事業については、昨年度までに面整備がほぼ完了したことから、新年度においては、不具合等が発生した農地の補完工事や整備が未了の道水路等の整備を行うとともに、事業が完了した広大な農地で経営を行う農業生産法人を支援するための東日本大震災農業生産対策事業並びに被災地域再生支

援事業についても継続して取り組んでまいります。

また、農漁業者の所得向上や産業ブランドの再生・復興、交流人口拡大、地域経済の好循環化を目的として整備する交流拠点施設整備事業については、今年度中に設計業務が完了する予定であることから、新年度予算においては建設工事費や施設に配置する備品費、運営組織設立のための出資金等を計上しております。

施設の規模については、木造地上1階建て、延べ床面積はおおむね450平方メートルとなっており、来春の施設開所を目指し全力で取り組んでまいり所存であります。

さらに、漁港施設の再整備については、復興交付金を活用し、漁港施設用地の舗装工事を実施するとともに、漁具の保管を目的とした共同利用の漁具倉庫用地造成を行う予定であり、なりわい再生に向けた施設整備を着実に進めてまいります。

第3に、人口減少・少子高齢化対策プロジェクトについてであります。

少子化対策事業については、ライフステージに沿った切れ目のない子育て支援を実現するため、今年度に引き続き高校生までの子ども医療費助成や出会い・子育て応援事業等に重点的に取り組んでまいります。

新年度においては、出会い・子育て応援事業の内容をさらに拡充し、子育て支援にかかわる人材の可視化を目的とした子ども・子育てサポーター認定リング事業を実施するほか、地域における育児の相互援助活動を推進するため、ファミリー・サポートセンターの設立を目指す子育て援助活動支援事業にも新たにに取り組んでまいります。

健康増進事業については、新年度も相互協力協定に基づき、宮城病院並びに亘理町と連携を図りながら地域医療の充実を図る医師確保対策や脳ドック検診事業、育児健診等を行うため、宮城病院との連携支援事業を引き続き実施してまいります。

また、新年度においては保育サービスの底上げを図るべく、保護者の就労形態の多様化や保護者の傷病等に伴う緊急の保育需要に対応するため、新たに一時預かり事業を開始するとともに、宮城病院内のつくし保育園が新年度から地域型保育事業に移行する見込みであり、同病院の従業員のほか、新たに町内の乳幼児の受け入れが可能となったことから、宮城病院と利用調整を図りながら、引き続き保育の受け皿確保に取り組んでまいります。

第4に、笑顔が集うにぎわい創出プロジェクトについてであります。

農地利活用景観形成事業では、被災した沿岸部において広大なエリアを活用し、菜の花等を作付することにより区画整理した圃場の地力増進を図るとともに、開花の時期には観光客を呼び込むことで交流人口の拡大に努めてまいります。

第5に、防災力向上プロジェクトについてであります。

年次計画に基づき消防ポンプ積載車の更新を実施するとともに、自主防災体制のさらなる強化を目指し、引き続き自主防災組織が行っている各種訓練等の現場にアドバイザーを派遣し、専門的な知見から支援を行う自主防災組織活動支援事業に取り組んでまいります。

続いて、その他の主な取り組みについて申し上げます。

初めに、まちづくりの指針となる総合計画の策定事業についてですが、現在の総合計画でもある山元町震災復興計画の計画期間が平成30年度末で満了するため、新年度から第6次総合計画の策定に着手いたします。

また、復興交付金を活用し、震災により大きく変化した山元町の町営住宅ストック状況を見直すとともに、町全体における計画的な住宅整備、改修、集約、払下げ等の要素を反映した町営住宅長寿命化計画を策定し、適切かつ効率的な管理を目指してまいります。

次に、災害復旧についてですが、昨年度から施工している役場庁舎新築復旧事業については、昨年10月の着工以来、順調に進捗をしており、現在は基礎工事を実施しているところであります。

なお、完成は本年12月を予定しており、31年度からの供用開始に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、被災者支援関係についてですが、津波防災区域等から移転する世帯に対する移転費補助、利子補助等の津波被災住宅再建支援につきましては、被災者の生活再建の後押しとなるよう、今後も継続してまいります。

また、昨年度に引き続き、防災集団移転促進事業では対象とされていない雑種地や居久根等の土地についてもあわせて買い取る被災宅地買取事業についても実施し、被災者支援の拡充を図ってまいります。

次に、学校教育関係についてですが、児童生徒のよりよい学びができる環境を目指し、町内の小中学校の再編検討を継続するとともに、社会問題化しているいじめや不登校等の課題に対応するためのスクールソーシャルワーカーや心のケア、学習支援を中心とした緊急スクールカウンセラー等の派遣事業を引き続き実施してまいります。

また、経済的に就学が困難となった児童生徒の保護者に対して必要な経費の一部を助成する被災児童生徒修学支援臨時特例交付金事業並びに就学援助事業については、保護者のさらなる負担軽減を図るべく、平成31年度から新たに入学する児童生徒の保護者に対し新入学用品等を入学前に前倒し支給ができるよう制度の拡充に取り組んでまいります。

さらに、外国語指導助手配置事業については、これまでも小中学校における国際理解教育と語学指導の充実を図るため、外国語指導助手を配置し対応してまいりましたが、平成32年度からの新学習指導要領の全面实施を前に、新年度から移行期間となることを踏まえ、新たに小学校へ英語指導員を配置し、英語教育のさらなる充実強化に努めます。

また、震災後、多くの支援をいただいている宮崎市から中学生を受け入れ、防災研修会やホームステイなどを通して本町中学生と交流を行う宮崎市中学生交流事業を実施し、子供たち同士の交流の場を創出するとともに、継続的な交流と友好関係の構築に努めてまいります。

次に、生涯学習関係につきましては、交流拠点の1つとして活用している深山山麓少年の森については、屋外遊具等の更新を行い施設の魅力向上を図るとともに、仮設住宅用地として活用していた町民グラウンドが新年度に再開されることに伴い、本町のスポーツの普及振興を図るため、グラウンドの機能拡張を行う町民グラウンド整備事業について、新たにに取り組んでまいります。

また、今年度、町指定文化財の茶室のふすまから建物の建築年代を明らかにする貴重な古文書が発見されたことなどから、古文書の保護や建物の部材の現況調査を行うとともに、旧中浜小学校については、写真や映像では伝え切れない大津波の爪跡、震災の脅威を伝承していく県南地域に残る唯一の震災遺構として整備を進めてまいります。

最後に、債務負担行為につきましては、総合計画策定業務委託に係る経費等について、期間及び限度額を定めるものであります。

以上、ご提案申し上げます新年度の当初予算は、歳入歳出総額103億1,000万円余となり、本年度の当初予算額と比較し約30億5,000万円、22.8パーセントの減となっております。

続きまして、各種特別会計の予算案及び主要施策の内容等について申し上げます。

議案第22号平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（案）についてであります。新年度から大規模な制度改革である国保事業都道府県単位化が実施され、県が国保の財政運営の責任主体となり、町とともに国保制度の安定化を図ることとなります。

このことから、国保運営に必要な国保事業費納付金を県に納付することとなり、財源となる国民健康保険税の税率改定を余儀なくされる状況でありましたが、新年度については、国・県の激変緩和措置などの手厚い支援及び町の財政調整基金を活用した結果、現行税率を維持することが可能となったことから、現行税率での予算編成を行っております。

また、保健事業につきましては、健康づくりを広く普及するため、元気やまもとみんなの健康まつり事業、ウォーキング事業、脳ドック検診事業等を継続し、疾病予防のさらなる向上に努めるほか、食生活や生活習慣の乱れなどから来るメタボリックシンドローム症候群の早期発見、早期治療を目的とした特定健康診査及び特定保健指導の充実、強化を目指し、新たに糖尿病重症化予防に重点を置いた事業に取り組んでまいります。

ご提案申し上げます新年度の当初予算は、歳入歳出総額18億9,000万円余となり、本年度の当初予算額と比較しますと約2億円、9.7パーセントの減となっております。

議案第23号平成30年度山元町後期高齢者医療制度特別会計予算（案）について申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合のもと、きめ細やかな対応に心がけ、何よりも高齢者の方々が健康で安心した生活が送れるよう、引き続き丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。

ご提案申し上げます新年度の当初予算は、歳入歳出総額1億6,000万円余となり、本年度の当初予算額と比較しますと約300万円、2パーセントの増となっております。

議案第24号平成30年度山元町介護保険事業特別会計予算（案）について申し上げます。

新年度につきましては、山元町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づき、地域支援事業の強化、充実を図ってまいります。

具体的には、地域介護予防活動支援事業を新たに実施するほか、在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制整備事業の拡充を図り、高齢者の方々が住みなれた地域で安心した暮らしが継続できるよう、各種支援体制が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をより一層進めてまいります。

ご提案申し上げます新年度の当初予算は、歳入歳出総額14億4,000万円余となり、本年度の当初予算額と比較しますと約1億円、7.3パーセントの増となっております。

次に、企業会計についてご説明申し上げます。

議案第25号平成30年度山元町水道事業会計予算（案）について申し上げます。

水道事業につきましては、災害復旧工事及び老朽化する施設の延命化を図り、更新の平準化を目的とする長寿命化事業を重点的に実施してまいります。

初めに、収益的収入では、水道新設の加入金の減等により、総額では本年度より約1,000万円減の4億5,000万円余、収益的支出では、配水及び給水費の委託料の減等により、総額で本年度より約2,000万円減の4億円余を措置しております。

次に、資本的収入では、災害復旧事業に係る企業債及び国庫補助金等の減により、総額で本年度より約1億2,000万円減の4,000万円余、資本的支出では、災害復旧工

事費及び企業債償還元金の減等により、総額で本年度より約1億4,000万円減の1億7,000万円余を措置しております。

議案第26号平成30年度山元町下水道事業会計予算(案)について申し上げます。

下水道事業につきましては、坂元地区公共下水道編入工事及び老朽化する施設の延命化を図り更新の平準化を図る長寿命化事業において、マンホールポンプ等設備更新を重点的に行ってまいります。

初めに、収益的収入では、繰出基準に基づく一般会計からの補助金の減等により、総額で本年度より約4,000万円減の6億5,000万円余、収益的支出では、減価償却費及び企業債償還利息の減等により、本年度より約3,000万円減の5億円余を措置しております。

次に、資本的収入では、企業債及び国庫補助金の減により、総額で本年度より約4,000万円減の4億3,000万円余、資本的支出では、坂元地区公共下水道編入工事の減により、総額で本年度より約4,000万円減の6億7,000万円余を措置しております。

続いて、補正予算関係議案について申し上げます。

議案第15号平成29年度山元町一般会計補正予算(第6号)(案)について申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、年度末を迎えるに当たり、国・県補助金の過年度分の返還金等を措置したほか、平成29年度決算見込み額の確定に伴う予算の増減や、次年度予算への組みかえに係る予算を多く計上しておりますので、それら以外の主な項目について申し上げます。

それでは、歳出予算について申し上げます。

初めに、総務費については、財産管理費において震災復興交付金第20回申請で認められる見込みの交付金について、震災復興交付金基金への予算積み立てを増額措置するものであります。

次に、民生費については、老人福祉施設費において、デイサービスセンター知楽荘の休憩室の修繕に係る費用について追加措置するものであります。

また、災害救助費については、町が施工する応急仮設住宅解体工事のうち、浅生原東田地区の解体工事については、県との協議により県が施工することとなったことから減額措置するものであります。

次に、衛生費については、環境保全費において、山元サーフィンクラブ様からの指定寄附を活用し、ごみ捨て防止看板の作成に係る経費について追加措置するものであります。

次に、農林水産業費については、農業復興推進費において、いちご団地整備事業に係る談合を行った業者から返納された公正入札違約金のうち、復興交付金相当分、被災地域農業復興総合支援事業の完了に伴う交付金の残金及び運用益を国に返還するための経費を追加措置するものであります。

また、農地復興推進費については、農山漁村地域復興基盤総合整備事業において、復興交付金第19回申請に伴い事業費を増額措置するものであります。

次に、土木費については、住宅管理費において、復興交付金第20回申請時に他事業からの流用が認められる見込みの復興公営住宅に係る家賃低廉化補助金及び家賃低減補助金について山元町町営住宅基金に積み立てるものであります。

また、教育費については、歴史民俗資料館施設費において、合戦原遺跡から発掘された貴重な線刻画の展示に当たり展示室を改修する必要が生じたことから、設計費用を使い措置するとともに、年次計画を見直し工事請負費を減額するものであります。

また、保健体育総務費においては、株式会社オオツボスポーツ様から山元町スポーツ少年団の育成を目的とした指定寄附をいただいたことから、スポーツ少年団本部に助成金として支給するための経費について追加措置するとともに、体育施設費については、応急仮設住宅解体撤去後の町民グラウンド再開に向けて施設の安全対策強化を図るため、経年劣化した立ち入り防止柵を改修するための経費を追加するものであります。

次に、災害復旧費については、その他施設災害復旧費において昨年の台風21号による本町の被害が激甚災害に指定されたことを受け、新たに山下区のがけ崩れ対策事業について補助金の内示があったことから、設計費並びに工事請負費等を追加措置するものであります。

続いて、明許繰越費及び債務負担行為について申し上げます。

初めに、繰越明許費についてですが、坂元合同庁舎解体設計業務委託等について、今年度内の事業完了が困難であることから、翌年度に繰り越しをするものであります。

次に、債務負担行為の追加につきましては、坂元駅前駐車場整備に要する経費について、ことし夏ごろに坂元駅前の商業用大区画に交流拠点施設の整備が開始されることを受け、新たに駅前駐車場を整備するに当たり、事業スケジュールを鑑み、今年度中に契約事務を進めるものであり、完成住宅の借地に要する経費ほか1件については、4月1日からの供用開始に向け、今年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。

また、債務負担行為の変更につきましては、役場庁舎新築復旧工事に係る事業費について、事業進捗にあわせて事業費の一部を翌年度に組み替えることから増額措置するものであります。

なお、ただいま申し上げました歳出予算に見合う財源としては、震災復興特別交付税を増額するとともに、国・県支出金や震災復興交付金基金等からの繰入金並びに地方債を増減し、最終的な財源調整として財政調整基金の取り崩しを減額措置した結果、今回の補正額は、約5億5,000万円を増額し、総額194億5,000万円余とするものであります。

続きまして、各種特別会計補正予算案について申し上げます。

議案第16号平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について申し上げます。

歳出予算については、保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴う減額措置並びに特定健康診査等事業費について、決算見込み額の確定により減額を行うものであります。

歳入予算については、国・県支出金等の確定による増減措置や、保険財政共同安定化事業交付金の確定に伴う減額措置をするとともに、最終的な財源調整を財政調整基金の取り崩しで調整するものであり、今回の補正額は、約6,500万円を減額し、総額20億7,000万円余とするものであります。

次に、議案第17号平成29年度山元町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）（案）について申し上げます。

歳出予算については、保険料の収納見込み額の減額に伴い、宮城県後期高齢者医療広連

合納付金の減額措置を行うものであります。

歳入予算については、保険料の収納見込み額及び保険料の軽減分に要する一般会計繰入金を減額措置するものであり、今回の補正額は、約800万円を減額し、総額1億6,000万円余とするものであります。

次に、議案第18号平成29年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について申し上げます。

歳出予算については、介護認定調査費並びに介護予防・生活支援サービス事業費について、決算見込み額の確定により減額するものであります。

また、債務負担行為の追加につきましては、訪問介護サービス事業委託に要する経費ほか2件について、4月1日からのサービス提供に向け今年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。

なお、ただいま申し上げました歳出予算に見合う財源としては、国庫支出金確定による財源調整並びに一般会計からの繰入金を減額措置するとともに、最終的な財源調整を財政調整基金の取り崩しで調整するものであり、今回の補正額は、約1,300万円を減額し、総額13億9,000万円余とするものであります。

続きまして、企業会計補正予算案について申し上げます。

議案第19号平成29年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）（案）について申し上げます。

収益的収入については、繰出基準に基づく一般会計からの補助金のうち、高料金対策に要する経費について、総務省からの地方公営企業繰出金通知に基づき増額するものであります。

今回の補正額は、収益的収入を約100万円増額し、総額4億6,000万円余とするものであります。

次に、議案第20号平成29年度山元町下水道事業会計補正予算（第4号）（案）について申し上げます。

収益的収入については、繰出基準に基づく一般会計からの補助金のうち、高資本費対策に要する経費について、総務省からの地方公営企業繰出金通知に基づき減額するものであります。

今回の補正額は、収益的収入を約1,000万円減額し、総額6億8,000万円余とするものであります。

続きまして、ご審議をいただく予算以外の議決議案の概要についてであります。初めに、報告関係についてご説明申し上げます。

報告第1号専決処分報告については、町道3号山下花釜線道路改良工事について、施工内容等に変更が生じたことに伴い変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

続いて、条例関係議案11件、条例外議案3件について概要をご説明申し上げます。

議案第1号山元町総合計画審議会条例については、第6次総合計画の策定に関し意見を求めるため、地方自治法の規定に基づき山元町総合計画審議会の設置に関する条例を新たに制定するもの、議案第2号山元町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金条例については、台風21号による本町の災害が激甚災害に指定されたことに伴い、新たに実施するがけ崩れ対策事業について、地方自治法の規定に基づき受益者から分担金を徴収するため

の条例を新たに制定するもの、議案第3号山元町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、新たに条例を制定するもの、議案第4号山元町課等設置条例の一部を改正する条例については、復旧・復興事業の進捗に応じた行政組織の一部再編に当たり所要の改正を行うもの、議案第5号山元町職員定数条例の一部を改正する条例については、復旧・復興事業の進捗及び派遣職員の減員を踏まえ職員定数の改正を行うもの、議案第6号山元町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、町長等の給料月額に係る減額支給の特例を廃止し、新年度から本則どおりの支給額とするため所要の改正を行うもの、議案第7号山元町特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、行政区の区長、副区長及び行政連絡員に対する報酬の額について、算定基準の明確化を図るため所要の改正を行うもの、議案第8号山元町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が施行され、同法に基づく県内全域を区域とする県の基本計画が昨年12月22日付で国の同意を受けたことから所要の改正を行うもの、議案第9号持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、関係する条例について所要の改正を行うもの、議案第10号山元町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例については、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の改正に伴い所要の改正を行うもの、議案第11号山元町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険料等の改正に関する所要の改正を行うもの、議案第12号山元町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画については、平成30年度から32年度を計画期間とする新たな計画について議会の議決を求めるもの、議案第13号山元町都市計画マスタープランについては、都市計画法の規定に基づき、山元町の都市計画に関する基本的な方針となる山元町都市計画マスタープランについて、平成29年度から37年度を計画期間とする新たな計画を策定したことから議会の議決を求めるもの、議案第14号については、頭無西牛橋線橋梁整備工事について、施工方法の変更等の影響により設計内容の一部に変更が生じ工事費が増額となることから、変更契約と締結するに当たり議会の議決を求めるものであります。

以上、平成30年第1回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課室長に説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（阿部 均君）以上で、平成30年度予算編成方針並びに提出議案の説明を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時25分といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第4．報告1号を議題とします。

本案について報告を求めます。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。それでは、報告第1号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、同上第2項の規定により報告するものでございます。

なお、報告内容につきましては、別紙配布資料No. 1にてご説明いたしますのでご覧ください。

本件は、平成28年度復興交付金事業町道3号山下花釜線道路改良工事（その1）の請負契約の変更について、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので報告するものでございます。

続いて、項目及び内容の順でご説明申し上げます。

1. 契約の目的については、記載のとおりです。
2. 契約の相手方は、株式会社横山産業でございます。
3. 契約金額については、現契約額6,133万1,040円から契約額を6,320万2,680円に変更したもので、その結果、187万1,640円増額したものです。

なお、これらは全て消費税を含むもので、3.05パーセント増となります。

4. 工事の場所は、山元町花釜地内であります。

次に、5. 工事の概要でございますが、変更分の内容についてご説明申し上げます。

第1に、舗装面積の変更による増工でございます。既設舗装と擦り付けるため、切削オーバーレイを増工するものです。この結果、平坦性が向上し段差がなくなり、車両走行性が向上いたします。

A3資料、工事変更概要図をご覧ください。

ピンク色、薄い赤で着色している範囲が当初から計画していた舗装範囲です。濃い赤で着色しております範囲において詳細に調査した結果、水たまり等が発生したり段差があったことから、起点側のNo. 1からNo. 6までの100メートル区間において、281平米を舗装するものです。約138万円の増額です。

配布資料No. 1にお戻り願います。

第2に、コンクリート殻撤去数量の数量変更による増工でございます。増額は約49万円でございます。

A3資料、工事変更概要図をご覧ください。

右下赤枠写真の掘削時に発見された埋設物のとおり、コンクリート殻や排水構造物等が現地調査の結果、掘削時に発見されたものです。そのため、コンクリート殻の撤去数量が当初計上の30立米から43立米と13立米増となったものです。

配布資料No. 1にお戻り願います。

6. 工期については、平成29年2月8日から平成30年2月16日までとなっております。

続いて、7. 変更理由ですが、工事進捗に伴い、現場条件の変更に応じた工法変更の増

工や現地精査による設計数量の変更を行うものです。

8. 議決経緯については、記載のとおりです。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）報告第1号専決処分の報告について、工事請負契約金額の変更を終わります。

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、議案第1号山元町総合計画審議会条例についてご説明申し上げます。

事前に配布しております第1回議会定例会配布資料No. 2条例議案の概要でご説明いたしますので、お手元のほうにご準備願います。

まず、提案理由でございますが、現在の総合計画であります震災復興計画の計画期間が平成30年度末までとなっており、それに続きます第6次総合計画の策定に関し意見を求めるため、地方自治法の規定に基づき山元町総合計画審議会を設置するため提案するものでございます。

1. 設置の根拠は、地方自治法第134条の4第3項。

2. 組織の名称は山元町総合計画審議会でございます。

3. 組織構成等でございますが、構成人員は委員が20名以内、資格要件といたしましては本町に住所を有する18歳以上の者、それから関係行政機関及び団体等の役職員、学識経験者等としてございます。

4. 施行期日でございますが、平成30年4月1日から施行するものでございます。

5の関連事項といたしまして、現在の震災復興計画を策定するに当たりまして制定いたしました山元町震災復興会議設置条例につきましては、本条例の制定に伴い廃止することといたしております。

6. 総合計画策定の流れでございます。概略のみとなりますけれども、ご説明させていただきたいと思っております。こちらにつきましては、2カ年で策定する予定としておりまして、平成30年度におきましては現状把握等の基礎調査、それから町民の意向把握、計画骨子の検討などを実施することとしております。また、平成31年度におきましては、計画案の検討、関係機関との協議、それから策定に当たりまして議決をいただく必要がございますことから、議会への提案を行ってまいりたいと考えてございます。

以上が山元町総合計画審議会条例の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

10番高橋建夫君の質疑を許します。

10番（高橋建夫君）はい、議長。ただいまの説明の、概要版の説明の中にですね、3番目の組織構成等の資格要件、ここの最後に学識経験者、それとその前の詳細版の条例ですね、この第2条2項（4）番、その他町長が適当と認める者とうたってありますが、これは町内のみならず町外も含めて検討されるということなのか、確認をしたいと思います。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。こちらの学識経験者等につきましては、町内にお住まいになってる方っていう条件はございませんで、さまざまな分野から今回の総合計画を審議していた

だくに当たりまして、適切な方を選定したいというふうに、お願いしたいというふうに考えてございます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。はい。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第1号については総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第6．議案第2号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、議案第2号山元町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金条例についてご説明させていただきます。

条例議案の概要のほうでご説明させていただきますので、配布資料No. 3をご準備お願いします。

まず、提案理由でございますけれども、地方自治法第224条の規定に基づき、山元町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に要する費用に充てる分担金を徴収するため、提案するものでございます。

1. 制定の内容でございますが、事業に係る受益者からの分担金徴収に関し、必要な事項を条例で規定するものでございます。

次に、条文の構成等でございます。全部で1から6あります。

まず、趣旨でございますが、事業に係る受益者からの分担金徴収に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次、分担金の徴収でございます。事業に係る被害想定区域内の受益者（土地所有者または土地所有者と当該土地に係る各種権利者等）が協議して定めたものから徴収すると定めるものとなっております。

次、分担金の額でございますが、まず分担金の総額を定めるものにつきましては、事業に要する費用の100分の5以下とするということにしております。

次、各受益者からの徴収する分担金の額に定めるものにつきましては、各自が受ける利益の程度に応じて徴収するとしております。

次、賦課期日及び納付期限でございますが、賦課期日及び納期限を定めるものとしてございます。

次、徴収猶予及び減免でございますが、分担金徴収の猶予や減免をすることができることを定めるものとしてございます。

次に、この条例の施行に関し必要な事項は別に規則で定めるものとしてございます。

最後、施行の期日としましては、公布の日としております。

以上が議案2号の概要となります。よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第2号については産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第3号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第3号山元町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてご説明申し上げます。

配布資料No. 4条例議案の概要によりご説明いたしますので、あわせてお手元にご準備いただきますようお願いいたします。

提案理由についてですが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、条例を制定するものであります。

1. 主な制定内容についてです。要介護者が居宅サービスを適切に利用できるよう、居宅サービス計画の作成及び介護サービス事業者との連絡調整を行う居宅介護支援事業者、いわゆるケアマネジャーの事業所です、については、現行、都道府県指定都市及び中核市において指定権限がありますが、平成30年4月1日から、指定権限を市町村に移譲することが決定されましたことから、運営の基準等を定める条例を制定するものであります。

本条例は、5章立てで構成しておりまして、初めに第1章は総則として、次に第2章は事業の基本方針を定めております。次の第3章では人員に関する基準を定めておりまして、第4章及び第5章においては、事業の運営に関する基準等を定めております。

では、こちら条例議案の概要の裏面をお開きください。

こちらの下段の図で説明しておりますとおり、現行では左側です。居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネジャーの事業所ですね、の指定や指導監査については、県の権限で県が実施しておりましたが、来年度からは右側の図になります。町が実施することになります。こちらの居宅介護支援事業所の指定や指導監査についての詳細な要件などについては、事業主体が町に権限委譲された後も変更されることはございませんので、今回の本条例案については、従来、県で策定していた条例を参酌して策定しております。

次に、本条例の施行期日についてですが、平成30年4月1日からの施行とするものであります。

以上、議案第3号について簡単ですが、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第3号については総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第8．議案第14号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、議案第14号平成28年度社総交（復興）請12号頭無西牛橋線橋梁整備工事請負契約の変更についてご説明させていただきます。

議案の概要につきましては、お手元の配布資料No. 15をご用意いたします。

まず、提案理由でございますけれども、頭無西牛橋線橋梁整備工事の請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

次に、内容でございます。

まず、1．契約の目的です。平成28年度社総交（復興）請12号頭無西牛橋線橋梁整備工事となっております。

次、契約の相手方でございますが、東鉄工業株式会社東北支店、仙台市に支店が所在する会社となっております。

契約金額、現請負額が4億6,054万5,480円、変更金としまして4億8,269万5,200円、増額としましては2,214万9,720円となっております、4.81パーセントの増となっております。

工事の場所でございますが、山元町花釜地内ほかとなっております。

契約の概要変更分となりますが、裏面をご覧ください。

鋼矢板打ち込みパイプロ工法としまして、当初537万円計上しておりましたが、変更としましてウオータージェット併用のパイプロ工法に変更しております。枚数は549枚となっております。

次に、構造物取り壊しですが、当初、計画ございませんでしたが、今回、31立米増工

しまして、構造物取り壊し31立米となっております。

最後に、構造物の取り壊し（ワイヤーソー切断工法）となっておりますが、当初、54立米計上しておりましたが、今回、31立米増工しまして85立米となっております。

表面に戻っていただきまして、次、工期、平成29年2月8日から平成30年3月31日となっております。

次に、変更理由となります。全部で3つございます。

まず、（1）ですが、落堀橋及び鷺足橋の矢板護岸及び鋼矢板締切工において、鋼矢板の打ち込み工法をバイブロ工法で予定しておりましたが、土質が想定よりも固結しており打ち込みができないため、ウオータージェット併用バイブロ工法に変更するものとなっております。

これ、附属のページ1のA3判の図面をご覧ください。

別紙1のですね、上のほうに平面図がございます。で、この平面図の四角で囲っている部分、これが旧橋台の撤去及び新しい橋台を築造するための仮締切工となっております。これらの断面図が図面の右下となっております。この矢板をですね、当初、通常のバイブロハンマーで挿入すると予定しておりましたが、想定よりもですね、地盤が固結しておりまして、そのままでは打ち込みができないということになりましたので、ウオータージェットと水の圧力で土をやわらかくして打ち込む工法に変更しております。

また、その上のほうに波型のほうで赤で線が引いてあると思いますが、この部分が矢板護岸工となっております。これが図面の左下になってございますが、ここも同様に矢板を打ち込むというところで、同じように入らないということになりましたので、ウオータージェット併用を採用しまして打ち込んだというような形になってございます。

概要書にお戻りください。

次、変更理由の（2）番目となります。落堀橋既設橋台の取り壊しに当たり、JR既存資料により取り壊し数量を計上しておりましたが、施工に当たり橋台の大きさが既存資料よりも大きいことが判明しまして、その取り壊し数量を変更するものとなっております。

これは別紙の2をご覧ください。

もともとこの撤去する橋台っていうのはJRの跨線橋だったものですから、撤去に關しましてはJRのほうから資料を提供していただきまして撤去数量を計画しておりましたが、現場のほうで護岸を撤去した際にですね、裏のほうから想定しない構造物が出てきたということがありまして、この分の撤去数量を計上するというものになったところであります。

概要書にお戻りください。

（3）番目の理由になります。A2橋台取り壊し時の騒音が特定建設作業に伴う騒音規制値85デシベルを超える大きさであったことから、周辺住居への影響を考慮するため、一部を低騒音工法（ワイヤーソー）に変更するものと。

こちらは別紙1のほうをもう一度ご覧ください。

で、平面図のですね、左側がA1橋台、右側がA2橋台となっております。この既設の橋台の取り壊しに際しましては、特定建設作業騒音規制値85デシベル以内というもの環境省のほうで決められておりますので、作業に当たっては、この騒音の範囲内での工法を検討しておりました。で、標準的な騒音の伝搬半径っていうのが約30メートルという形で示されておりますので、30メートル以内にですね、家がある場合は、あらかじめ低騒音工法を使っておりまして、30メートル以上離れているところに関しましては、コ

ンクリートブレーカーでの作業を計画しておりました。

左側のA1橋台につきましては、半径30メートル以内に民家が2戸ございましたので、当初から低騒音工法で計画しておりましたが、A2橋台のほうにつきましては、民家から35メートル離れていたことから、コンクリートブレーカーでの計画としておりました。

ただ、実際の作業に当たりまして、周辺の住民からの苦情を受けまして騒音を測定したところ、85デシベルを超えていたということが判明しましたので、騒音が直接伝搬しやすい図面ですね、右下の仮締切断面図のほうで、右側の橋台で上のほうだけ赤く塗ってあると思うんですが、この上の部分だけについてはワイヤーソーの低騒音工法で実施したというような内容になってございます。下の部分については、仮締切工です、穴の中での作業ということで、厚目のシートで養生して騒音を低減させての工法という形で考えております。

概要書に戻っていただきまして、次、議決の経緯でございますが、平成29年第1回山元町議会臨時会議案第3号、平成29年第3回山元町議会定例会議案第52号で議決をいただいている案件でございます。

以上が議案14号の概要となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）はい。質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから、議案第14号平成28年度社総交（復興）請12号頭無西牛橋線橋梁整備工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は3月5日午前10時開議であります。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時50分 散 会
